

自転車への交通反則通告制度 が適用されます

令和8年4月1日から施行

対象となる違反行為は **113** 種類

反則通告制度の対象は **16** 歳以上



対象となる違反行為の一例

携帯電話の使用等
反則金 **12,000** 円



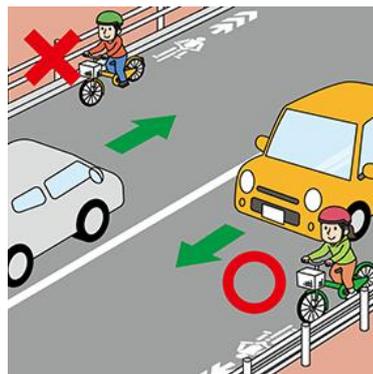
信号無視
反則金 **6,000** 円



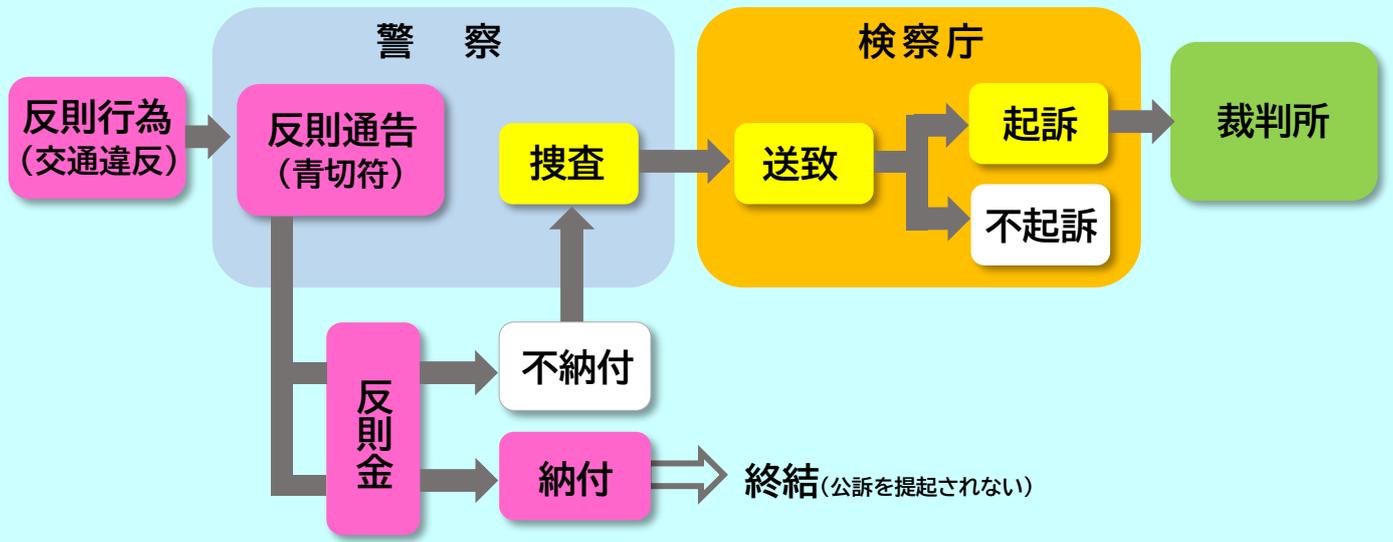
一時不停止
反則金 **5,000** 円



車道の右側通行等
反則金 **6,000** 円



交通反則通告制度のフロー



危険な運転を繰り返すと自転車運転者講習の対象に

規定の違反行為(自転車危険行為)を反復して行うと、公安委員会から自転車運転者講習の受講を命ぜられることがあります。

受講命令に従わない場合は、**5万円**以下の罰金に処されることがあります。



交通ルールを守ることが、あなたや周りの人の命を守ります。

自転車に乗るときはヘルメットの着用も忘れずに！

お問い合わせ

大垣市役所 危機管理課
交通安全・防犯グループ

TEL.0584-47-7385

〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地